定　　　款

一般社団法人　全国はちみつ公正取引協議会

東京都中央区日本橋本町４丁目８番１７号

一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会定款

目　　　次

　第１章　　　総　則　　　　（第１条～第２条）・・・・・・・・・・・１

　第２章　　　目的及び事業　（第３条～第４条）・・・・・・・・・・・１

　第３章　　　会　員　　　　（第５条～第１１条）・・・・・・・・・・２

　第４章　　　社員総会　　　（第１２条～第２１条）・・・・・・・・・４

　第５章　　　役員等　　　　（第２２条～第３０条）・・・・・・・・・６

　第６章　　　理事会　　　　（第３１条～第３８条）・・・・・・・・・８

　第７章　　　資産及び会計　（第３９条～第４１条）・・・・・・・・１０

　第８章　　　定款の変更，解散及び清算　（第３９条～第４１条）・・１１

　第９章　　　事務局　　　　（第４２条～第４５条）・・・・・・・・１１

　第１０章　　公告の方法　　（第４７条）・・・・・・・・・・・・・１２

　第１１章　　補　則　　　　（第４２条～第４５条）・・・・・・・・１２

　附　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会定款

**第１章　総則**

　（名称）

第１条　本協議会は，一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

　（主たる事務所）

第２条　本協議会は，主たる事務所を東京都中央区に置く。

**第２章　目的及び事業**

（目的）

第３条　本協議会は，不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）第１１条第１項の規定に基づき認定を受けたはちみつ類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）を，円滑，かつ，効果的に運用することにより，不当な顧客の誘因を防止し，一般消費者による自主的，かつ，合理的な商品選択に資するとともに，はちみつ類の取引の公正化を図り，もって国民の食生活の向上とはちみつ業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本協議会は，前条の目的を達成するため，規約の普及・啓発及び執行に関する事業を行うものとし，これに必要な業務を次に掲げる。

1. 一般消費者及び事業者に対する規約の普及啓発に関すること。
2. 一般消費者及び事業者からの規約に関する相談並びに規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。
3. 規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及び規約を運用するために必要な資料を収集するための実態調査に関すること。
4. 規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
5. 景品表示法並びに公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
6. 規約の遵守に必要な検査に関すること。
7. 証紙の交付に関すること。
8. 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。
9. 一般消費者からの苦情の処理に関すること。

(１０) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業。

２　前項の事業は日本全国において行うものとする。

**第３章　会員**

（法人の構成員）

第５条　本協議会の会員は，次の３種とする。

(１)　正会員　規約の目的に賛同して入会した個人，事業者又は団体

(２)　賛助会員　本協議会の事業に賛同して入会した個人，事業者又は団体

(３)　特別会員　理事会の推薦を得た学識経験者及び業界関係者

　２　前項の正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第６条　本協議会の正会員又は賛助会員になろうとする者は，理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし，その承認を受けなければならない。

　２　入会は，規約を遵守又は遵守に協力することに賛同する者であるなど社員総会が別に定める入会基準により，理事会においてその可否を決定し，これを本人に通知する。

　３　団体である会員にあっては，その代表者として，本協議会に対してその権利を行使する者(１名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め，会長に届け出なければならない。

　４　指定代表者を変更した場合は，速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第７条　正会員及び賛助会員は，本協議会の事業活動の必要な経費に充てるため，社員総会が別に定める額の入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第８条　会員は，理事会が別に定める退会届を提出して，いつでも任意に退会することができる。

　２　退会する場合においては，本協議会に納入すべき入会金，会費及び負担金その他の拠出金を完納しなければならない。

（除名）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には，社員総会の決議に基づき，除名することができる。この場合，その会員に対し，社員総会の１週間前までに，理由を付して除名する旨を通知し，社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(１)　本協議会の定款又はその他規則に違反したとき。

(２)　本協議会の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。

(３)　その他除名すべき正当な事由があるとき

　２　前項により除名が決議されたときは，その会員に対し，通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第１０条　前２条の場合のほか，会員が次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する。

(１)　総正会員の同意があったとき。

(２)　死亡し，又は解散したとき。

(３)　第７条の支払義務を１年以上履行しなかったとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１１条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは，本協議会に対する会員としての権利を失い，義務を免れる。正会員については，一般社団・財団法人法上の社員としての地位を失う。ただし，未履行の義務は，これを免れることはできない。

　２　本協議会は，会員がその資格を喪失しても，既納の入会金，会費及びその他の拠出金品は，これを返還しない。

**第４章　社員総会**

（構成）

第１２条　社員総会は，すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第１３条　社員総会は，次の事項について決議する。

(１)　入会金及び会費の額

(２)　会員の除名

(３)　理事及び監事の選任又は解任

(４)　理事及び監事の報酬等の額

(５)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(６)　定款の変更

(７)　解散及び残余財産の処分

(８)　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた

事項

　２　前項にかかわらず，社員総会においては，第１５条第３項の通知に記載又は記録した社員総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

（種類及び開催）

第１４条　本協議会の社員総会は，定時社員総会及び臨時社員総会とする。

　２　定時社員総会は，毎年１回毎事業年度終了後３か月以内に開催する。

　３　臨時社員総会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会において開催の決議がなされたとき。
2. 総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員が，臨時社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して，社員総会の招集を会長に請求したとき。

（招集）

第１５条　社員総会は，法令に別段の定めのある場合を除き，理事会の決議に基づき会長が招集する。

　２　会長は，前条第３項第２号の規定による請求があったときは，その日から３０日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

　３　社員総会を招集するときは，会議の日時，場所，目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって，開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし，社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるとするときは２週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第１６条　社員総会の議長は，会長がこれに当たる。

　２　会長に事故あるとき又は欠けたときは，その社員総会において出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第１７条　社員総会における議決権は，正会員１名につき１個とする。

　（決議）

第１８条　社員総会の決議は，総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し，出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

　２　前項の規定にかかわらず，次の決議は総正会員の半数以上であって，総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(１)　会員の除名

(２)　監事の解任

(３)　定款の変更

(４)　解散

(５)　その他法令で定められた事項

　３　理事又は監事を選任する決議に際しては，候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２２条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

（書面決議及び社員総会決議の省略等）

第１９条　社員総会に出席できない正会員は，あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって決議し，又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

　２　前項の場合における前条第１項の規定の適用については，出席した正会員の議決権の数に参入する。

　３　理事又は正会員が，社員総会の目的である事項について提案した場合において，その提案について，正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

　４　理事が社員の全員に対し，社員総会に報告すべき事項を通知した場合において，その事項を社員総会に報告することを要しないことについて，正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２０条　社員総会の議事について，法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

　２　議長及びその会議において選任された議事録署名人２名は，前項の議事録に記名押印するものとする。

（社員総会の運営）

第２１条　社員総会の運営に関し必要な事項は，法令又はこの定款で定めるもののほか，理事会が別に定める。

**第５章　役員等**

（種類及び定数）

第２２条　本協議会に，次の役員を置く。

　　　　　　理事　１５名以上２０名以内

　　　　　　監事　３名以内

　２　理事のうち，1名を会長とし，１名を筆頭副会長，３名以内を副会長，１名を専務理事とする。

　３　前項の会長を一般社団・財団法人法の代表理事とし，筆頭副会長，副会長及び専務理事を同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第２３条　理事及び監事は，社員総会において正会員（法人又は団体にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし，社員総会が特に必要と認めた場合，正会員以外の者から選任することができる。

　２　前項の選任について，正会員は理事及び監事候補者を推薦することができる。

　３　社員総会は，前項の推薦を参考にすることができる。

　４　会長，筆頭副会長,副会長及び専務理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。

　５ 監事は，本協議会の理事を兼ねることができない。

　６　各理事について，当該理事とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は，理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款の定めるところにより，職務を執行する。

　２　会長は，法令及びこの定款で定めるところにより，本協議会を代表し，その業務を執行する。

　３　筆頭副会長，副会長及び専務理事は，理事会の定めるところにより，本協議会の業務を分担執行する。

　４　会長，筆頭副会長，副会長及び専務理事は，事業年度ごとに４か月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は，理事の業務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

　２　監事は，いつでも，理事及び使用人に対して，事業の報告を求め，本協議会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２６条　理事及び監事の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし，再任を妨げない。

　２　補欠として選任された理事及び監事の任期は，前任者の任期の満了する時までとする。

　３　理事又は監事は，第２２条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も,新たに選任された者が就任するまでは，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　理事及び監事は,社員総会の決議に基づいて解任することができる。

（役員の報酬等）

第２８条　理事及び監事には，社員総会において定める総額の範囲内で，総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を，報酬等として支給することができる。

　２　理事及び監事には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

３　前２項に関し必要な事項は，社員総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

（名誉会長，相談役等）

第２９条　本協議会に，任意の機関として，名誉会長及び顧問並びに相談役を若干名置くことができる。

　２　名誉会長及び顧問並びに相談役は，本協議会に功労があった者又は学識経験者のうちから，理事会の決議を経て会長が委嘱する。

（名誉会長,相談役等の職務・報酬）

第３０条　名誉会長及び顧問並びに相談役は，理事会又は会長の諮問に応えて参考意見を述べることができる。

　２　名誉会長及び顧問並びに相談役は，無報酬とする。ただし，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

　３　名誉会長及び顧問並びに相談役の任期は，委嘱後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のもの定時社員総会の終結のときまでとし，再任を妨げない。

**第６章　理事会**

（構成）

第３１条 本協議会に理事会を置く。

２　理事会は，すべての理事をもって組織する。

（権限）

第３２条　理事会は，次の職務を行う。

(１)　本協議会の業務執行の決定

(２)　理事の職務の執行の監督

(３)　会長，筆頭副会長，副会長，専務理事の選定及び解職

　２　理事会は，次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(１)　重要な財産の処分及び譲り受け

(２)　多額の借財

(３)　重要な使用人の選定及び解任

(４)　重要な組織の設置，変更及び廃止

（招集）

第３３条　理事会は，会長が招集し，開催日の１週間前までに各理事及び監事に招集の通知を発するものとする。

　２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは，筆頭副会長が理事会を招集する。

３　前２項の規定にかかわらず，理事及び監事の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第３４条　理事会の議長は，会長が当たる。ただし，会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは，筆頭副会長がこれに当たる。

（決議）

第３５条　理事会の決議は，決議について特別の利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

（理事会の決議等の省略）

第３６条　理事が，理事会の決議の目的である事項について提案した場合において，その提案について，決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし，監事が異議を述べたときは，その限りではない。

２　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し，理事会に報告すべき事項を通知した場合においては，その事項を理事会に報告することを要しない。

３　前項の規定は，第２４条第４項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は，前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会の運営）

第３８条　理事会に関する事項は，法令又はこの定款に定めるもののほか理事会が別に定める。

**第７章　資産及び会計**

（事業年度）

第３９条　本協議会の事業年度は，毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４０条　本協議会の事業計画書及び収支予算書は，毎事業年度の開始日前日を期限として会長が作成し，理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については，主たる事務所に，当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第４１条　本協議会の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後３か月以内を期限として，会長が次の書類を作成し，監事の監査を受け，理事会の承認を受けなければならない。

(１)　事業報告

(２)　事業報告の附属明細書

(３)　公益目的支出計画実施報告書

(４)　貸借対照表

(５)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(６)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２ 前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号，第４号及び第５号の書類については，定時社員総会に提出し，第１号及び第３号の書類については，その内容を報告し，その他の書類については，承認を受けなければならない。

３ 第１項の書類のほか，監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに，定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

**第８章　定款の変更，解散及び清算**

（定款の変更）

第４２条　この定款は，社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４３条　本協議会は，社員総会の決議，その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）

第４４条　本協議会は，剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第４５条　本協議会が，清算する場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律第５条１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第９章　事務局**

（設置等）

第４６条　本協議会の事務を処理するため，事務局を設置する。

２　事務局には，事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び重要な職員は，会長が理事会の決議を経て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会が別に定める。

**第１０章　公告の方法**

（公告の方法）

第４７条　本協議会の公告は，本協議会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

**第１１章　補則**

（補則）

第４８条　この定款に定めるもののほか，本協議会の運営に必要な事項は，理事会が別に定めることができる。

**附　　則**

１　　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み変えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み変えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは，第３９条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　　第２３条の規定にかかわらず，本協議会の最初の会長は早川幸男，筆頭副会長は藤井新三，副会長は木方将文，木村眞實，田中正道，専務理事は増田秀一とする。